

2002年(平成14年)7月22日

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市情報公開審査会
会長 高井巖

情報公開請求の一部非公開処分に関する異議申立てについて(答申)

2001年(平成13年)10月12日付けで諮問された「北部第二(三地区)土地区画整理事業に係る路線価図等」の一部非公開の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市が北部第二(三地区)土地区画整理事業に係る「従前従後の地区内全域の路線価図」(以下、本件文書(一)という。)、「路線価計算書」(以下、本件文書(二)という。)、「整理前各筆評価計算書(地区内全部)」(以下、本件文書(三)という。)、「整理後各筆評価計算書(地区内全部)」(以下、本件文書(四)という。)、「換地設計計算書」(以下、本件文書(五)という。)、「総合現況図」(以下、本件文書(六)という。)の情報公開請求に対し、2001年(平成13年)8月9日付けでした一部非公開処分のうち、本件文書(一)(二)については文書の全部を、本件文書(三)(四)については別表に掲げる部分を除き、公開すべきである。また、本件文書(五)(六)については不存在を理由とする非公開処分を取り消すべきである。

2 事実

(1)異議申立人は、2001年(平成13年)8月2日付けで、藤沢市長に対し、藤沢市情報公開条例(昭和60年藤沢市条例第6号。以下「条例」とい

う。)第7条の規定により、以下の各文書について閲覧の請求を行った。

事業計画決定の公文書

仮換地(案)再縦覧のお知らせの文書

従前従後の地区内全域の路線価図

路線価計算書

整理前各筆評価計算書(地区内全部)

整理後各筆評価計算書(地区内全部)

換地設計計算書及び総合現況図

(2)藤沢市長は、同年8月9日付けで、異議申立人に対し、以下のとおり決定を行った。

上記 については全部公開

上記 については全部公開

上記 については、本件文書(一)がこれに該当するが、条例第6条第1項第3号アに該当するため全部非公開

上記 については、本件文書(二)がこれに該当するが、条例第6条第1項第3号アに該当するため全部非公開

上記 については、本件文書(三)がこれに該当するが、条例第6条第1項第1号及び同条同項第3号アに該当するため全部非公開

上記 については、本件文書(四)がこれに該当するが、条例第6条第1項第1号及び同条同項第3号アに該当するため全部非公開

上記 については、本件文書(五)(六)がこれに該当するが、文書が不存在である。

(3)異議申立人は、同年9月21日付けで、藤沢市長に対し一部非公開とした処分の取消しを求める異議申立てを行った。

(4)藤沢市長は、同年10月12日付けで、藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号)第18条の規定により、本件異議申立てを藤沢市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書等について2001年(平成13年)8月9日付けの藤沢市長の一部非公開とした処分の取消しを求める、というもので

ある。

(2) 異議申立ての理由

(ア) 本件文書(一)(二)について

本件文書は、土地区画整理審議会の決定を経て、同審議会が同意をして行われた縦覧であり、意思形成過程情報にはあたらない。

また、異議申立人は本件区画整理事業の利害関係人であり、本件事業の公平・公正性を確認し、仮換地案に対する意見を述べるため、本件文書の公開を受ける必要性が高い。

(イ) 本件文書(三)(四)について

土地区画整理法第88条第2項は、換地処分を行う段階では、これに先だって換地計画を定め、これを公衆の縦覧に供しなければならないと定めている。したがって、本件文書を公開しても個人の権利利益を害することにはならない。

また、土地登記簿には、取得原因等の土地の経歴や、抵当権設定等所有者の信用情報が記載・公開されているから、本件文書は、プライバシー保護の対象となる文書にあたらない。

(ウ) 本件文書(五)(六)について

土地区画整理法第84条に照らせば、本件文書(五)(六)は作成されているはずである。

4 実施機関の職員(北部区画整理事務所職員)の説明要旨

(1) 本件文書(一)(二)の非公開理由について

(ア) 本件文書(一)(二)の内容

本件文書は、藤沢市が施行する北部第二(三地区)土地区画整理事業における仮換地案の作成に際しての資料である。仮換地案は、2001年7月23日から同年8月12日まで関係者への縦覧に供しているが、これは、土地区画整理法に基づく仮換地の指定に先立ち、あらかじめ仮換地の位置、形状、面積を権利者に提示し、その内容についての意見を把握する趣旨で、法に基づかない任意の手法として実施したものである。

土地区画整理事業の路線価は、街路・接近・宅地の3つの係数から構成され、その合計係数が最高の路線価を1000点に置き換え、施行地区内の従前従後の各路線の係数を算定し、最高路線の換算率を各路線に乘じ路

線価を定めるものである。

本件文書(一)は、上記手法によって算定した従前従後の路線価を図面化したものであり、本件文書(二)は、路線価の算定根拠となる街路・接近・宅地の各係数を路線番号毎に表にしたものである。

(イ) 条例第6条第1項第3号アの該当性

仮換地案の縦覧は、あらかじめ権利者の意見を把握するために行うものであり、その意見により道路、公園等の配置計画並びに幅員等の変更が生じ、それに伴い路線価が変動する可能性がある。したがって、本件文書は現段階では意思決定過程の未成熟な情報である。

これから意見聴取を行い調整を行うという現段階で、計画案全体が公開されると、多数の意見が出され、調整が難行し、事業を進める上で支障が生じる。

よって、条例第6条第1項第3号アに該当する。

なお、本件文書中、整理前の路線価図および路線価計算書は意思決定過程情報にあたらぬが、整理前のもののみを公開したのでは、公開を請求する趣旨が失われることが明らかであるため、全部非公開としたものである。

(2) 本件文書(三)(四)の非公開理由について

(ア) 本件文書(三)(四)の内容

本件文書(三)(四)は、本件文書(一)(二)と同様、本件土地区画整理事業における仮換地案の作成に際しての資料である。

本件文書(三)は、区画整理事業施行地区内の各筆について、設定された路線価により、整理前の土地の評価を算出した文書であり、本件文書(四)は、整理後の土地の評価を算出したうえで、整理前の評価に照らし仮換地の面積を算出した文書である。

(イ) 本件文書(三)(四)の条例第6条第1項第1号該当性

本件文書(三)(四)には、権利者の氏名が記載され、又、本件文書(三)には評価計算課程と評価指数が、本件文書(四)には評価指数、仮換地の位置・面積および減歩率が記載されている。これらは個人情報にあたり、条例第6条第1項第1号に該当する。

(ウ) 本件文書(三)(四)の条例第6条第1項第3号ア該当性

本件文書(三)(四)も、本件文書(一)(二)と同様、計画の変更により変動

する可能性があり、意思形成過程の未成熟な情報である。

よって、条例第6条第1項第3号アに該当する。

(3) 本件文書(五)(六)の不存在について

仮換地案作成に関する文書は、本件文書(三)(四)および仮換地調書であり、図面は従前の現況図、公図、仮換地図および現況仮換地重ね図があるが、「換地設計計算書」および「総合現況図」という名称の図面は存在しない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件文書(一)(二)について

(ア) 本件文書(一)(二)の性格

本件文書(一)(二)は、藤沢市が施行している北部第二(三地区)土地区画整理事業における仮換地案の作成に際しての資料である。

本件文書(二)は、本件事業区域内における仮換地案作成に必要な各土地の評価を行うにあたって、その基礎となる道路の路線価を表したものであって、路線番号毎に、街路係数、接近係数、宅地係数の各項目に数値が記載されており、路線価、路線価指数(個)の算出結果が記載されている。さらに、街路係数、接近係数、宅地係数それぞれの算出にあたって用いられる指標(街路係数については幅員・舗装の有無・勾配など、接近係数についてはバス停・駅・商店街などの対象施設、宅地係数については上下水道・排水など)とその数値が路線番号毎に記載されている。

本件文書(一)は、本件文書(二)記載の路線価を図化したものである。

(イ) 非公開理由の存否

(a)実施機関は、条例第6条第1項第3号アに該当することを理由に、本件文書(一)(二)を非公開とした。

条例第6条第1項は、実施機関が公開を拒むことができる情報の一つとして、第3号で市政執行に関する情報を掲げ、そのアで、市の機関内部若しくは機関相互の間における審議、検討、調査、研究等の意思決定過程における情報であって、公開することにより公正かつ適正な意思決定に著しく支障が生ずるおそれのあるもの、と規定する。

(b)本規定によって非公開とされるのは、意思決定過程における未成熟な情報のすべてではなく、これらのうち、公開にすることによって、不正確な理解や誤解を与えるおそれがあるなど、「公正かつ適正な意思決定に著し

く支障が生ずるおそれがあるもの」に限定される。そして、その「おそれ」があるかの判断は、実施機関の主観による判断ではなく、具体的支障が発生する危険性が客観的に存在するかによるべきである。

(c)そこで、本件文書(一)(二)が公開された場合の支障について検討する。

この点についての実施機関の主張は、事業区域全体についての路線価図やその計算書が公開されると、関係者から様々な意見や要望が多数提出される可能性があり、その内容の精査・調整が難行し、事業の円滑な執行に支障が生ずるということである。

しかし、そもそも、土地区画整理事業は換地・減歩を伴い、その計画内容は関係者の重大な利害に関わる事柄であるから、これについて、関係者から種々の意見・要望が出されることはむしろ当然のことであり、これをもって「公正かつ適正な意思決定」に対する支障ということとはできない。

また、本件文書(一)(二)は、いずれも、縦覧に供された仮換地案を作成するに際しての資料であり、仮換地案に対する意見聴取が実施されていることからすれば、本件文書を公開しても、本件文書がすでに確定されたものであるかのような不正確な理解や誤解を与えるおそれは存しない。

よって、本件文書(一)(二)は、条例第6条第1項第3号アによって非公開とされるべき文書には該当しないと判断される。

(2) 本件文書(三)(四)について

(ア) 本件文書(三)(四)の性格

本件文書(三)(四)も、本件区画整理事業における仮換地案の作成に際しての資料である。

本件文書(三)は、路線価計算書をもとに、1筆毎に当該土地の評価指数を算出したものであり、地番・地目・登記地積・基準地積・権利者名と、路線価・修正係数及び評価指数が記載されている。

本件文書(四)は、同じく路線価計算書をもとに、仮換地前及び仮換地後のそれぞれの土地の評価を表し、画地番号及び土地所有者毎に構成され、権利者・比例率のほか、整理前の項には字・地番・地目・登記地積・基準地積・ m^2 当たり指数・評定指数・権利指数が、整理後の項には街区・画地・換地地積・ m^2 当たり指数・評定指数・指数差(徴収・交付)・減歩率などの各項目に数値が記載されている。

(イ) 非公開理由の存否

(a)実施機関は、条例第6条第1項第1号および同項第3号アに該当することを理由に、本件文書(三)(四)を非公開とした。

(b)条例第6条第1項第1号該当性

条例第6条第1項第1号は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの、を実施機関が公開を拒むことができる情報として規定している。

本件文書(三)(四)は、仮換地前・後について、一筆毎ないし所有者毎に土地の評価を表し、前記(ア)で述べたとおり、権利者名、街区、画地番号などが記載されている。

換地前・後の土地の評価は、土地の所有者名と結びつくことにより、所有者毎に土地の評価額が明らかになることから、条例上保護すべき個人に関する情報に該当する。

本号は、基本的人権としての個人の尊厳を守るものであり、プライバシー保護を目的とする規定である。したがって、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」であっても、プライバシーにあたらないことが客観的に明らかなのは本号にはあたらない。しかし、何がプライバシーにあたるかについては個々人によって判断が異なり得るものであり画一的処理が困難であること、また、プライバシーは一度侵害されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすこととなりかねないことから、プライバシー保護に万全を期すためには、明らかにプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーを侵害するおそれのあるものは本号にあたりと解すべきである。

異議申立人は、土地登記簿には、取得原因等の土地の経歴や、抵当権設定等所有者の信用情報が記載・公開されていることをもって、本件文書のプライバシー性が否定される趣旨の主張をするが、上述のプライバシー保護の重要性に鑑みれば、条例第6条第1項第1号ア(何人でも法令その他の定めにより閲覧することができると思われる情報)に該当しない情報が記載されている以上、本件文書(三)(四)は、条例第6条第1項第1号本文に該当する。また、土地区画整理法第88条第2項は換地処分を行う段階での換地計画の縦覧を規定するが、これをもって、本件文書のプライバシー性を否定することはできない。

しかし、一方、住民自治の原理に基づく住民の「知る権利」は最大限に保障されるべきであるから、プライバシー侵害にあたらぬ限度で、可能な限り公開すべきことが要請される。

そこで、本件文書(三)(四)の記載内容をみると、非公開とすべき情報と公開することができる情報とを容易に区分することができ、本件文書(三)については地番・登記地積・所有者および借地権者を、本件文書(四)については地番・登記地積・街区・画地・権利者を非公開とすることにより、特定個人を識別できるおそれはないものと考えられる。

よって、上記各項目を除くその他の情報は、本号に該当せず、公開すべきである。

(c) 条例第6条第1項第3号ア該当性

上記(1)(イ)(a)(b)において述べたことを前提として、本件文書(三)(四)が公開された場合の支障について検討する。

この点についての実施機関の主張も、事業区域全体についての各筆評価計算書が公開されると、関係者から様々な意見や要望が多数提出される可能性があり、その内容の精査・調整が難行し、事業の円滑な執行に支障が生ずるということにつきる。

したがって、上記(1)(イ)(c)で述べたと同様、「公正かつ適正な意思決定」に対する支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

よって、本件文書(三)(四)は、条例第6条第1項第3号アによって非公開とされるべき文書には該当しないと判断される。

(3) 本件文書(五)(六)の不存在について

(ア) 本件文書(五)(六)の記載内容

本件土地区画整理事業においては、「換地設計計算書」および「総合現況図」という名称の文書および図面は作成されていないが、横浜市の土地区画整理事業においては、上記名称の文書および図面が作成されているのでその内容を見ると、「換地設計計算書」は、仮換地前および仮換地後の土地評価の対比表であり、土地の所有者毎に、整理前の宅地については画地番号・町名・地番・登記地積・筆数・基準地積・㎡当指数・評定指数および権利指数が記載され、整理後の宅地については街区・画地番号・換地地積・換地地積切捨・㎡当指数・評定指数・清算指数および減歩率が記載された文書であり、「総合現況図」は、公図に所有者・地目・地積を書き

加えた図面である。

(イ) 本件文書(五)(六)の不存在について

上述した「換地設計計算書」の記載内容はすべて、「整理後各筆評価計算書」(本件文書(四))の記載内容に含まれている。また、「総合現況図」は、本件区画整理事業においては、「調整公図」という名称で作成されている図面と同内容である。

本件土地区画整理事業においては異議申立人が公開請求した「換地設計計算書」および「総合現況図」という名称の文書・図画は作成されていないため、実施機関がこれらの文書につき不存在の決定を行ったことは理解できるとはいえ、前者は「整理後各筆評価計算書」(本件文書(四))に、後者は「調整公図」に、それぞれ実質的に該当するものと考えられるので、不存在を理由とする非公開処分は取り消すべきである。

6. 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別表（本件文書（三）（四）の非公開部分）

文書の表示	非公開とする部分
文書（三）	地番・登記地積・所有者および借地権者
文書（四）	地番・登記地積・街区・画地・権利者

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2001.10.12	・諮問
2001.10.15	・審査会から市長に非公開理由説明書の提出要請
2001.10.31	・市長から審査会に非公開理由説明書の提出
2001.11. 8	・審査会から異議申立人に非公開理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
2001.11.19	・異議申立人から審査会に意見書の提出
2001.11.19	・審査会から市長に意見書の写しを送付及び非公開処分に係る対象文書の提出要請
2001.11.29	・市長から審査会に対象文書の提出
2001.12.27	・審議
2002. 1.29	・実施機関からの意見聴取
2002. 2.28	・異議申立人からの意見聴取
2002. 3.28	・審議
2002. 4.19	・審議
2002. 5.29	・審議
2002. 6.26	・審議
2002. 7.22	・答申

第9期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期 2002.2.1～2004.1.31)

会長

会長職務代理者

氏名	役職名等
小澤 弘子	・弁護士
小林 ひろみ	・文教大学国際学部教授
高井 巖	・(元)株式会社厚木テレコムパーク常勤監査役
田島 泰彦	・上智大学文学部教授
安富 潔	・慶應義塾大学法学部教授

(50音順)